

高額な医療費の支払いがあった方の子ども医療助成費の申請について

高額な医療費の支払いがあった方は高額療養費※1・付加給付金※2に該当する場合があります。

江戸川区からは保険者から支給された高額療養費・付加給付金を差し引いた金額を助成します。

① 国民健康保険組合にご加入の方: 下記項目に該当の方は追加で提出が必要です

- 36,900 円以上支払った場合(保険適用外・食事代を除く)
- 同月内に 21,000 円以上の支払いが世帯で 2 回以上ある場合

→マイナポータル上の所得区分の確認が取れる画面 または 限度額認定証の写し

※限度額区分が確認できる書類の添付がない場合は、ご加入の国民健康保険組合に文書照会をさせていただく場合があります。そのため振込が遅れることがあります。

- おおむね 20,000 円以上支払った場合

→加入されている保険者へ「付加給付金」が支給されるか確認してください。

支給される場合は **支給決定通知書の原本**

② 江戸川区国民健康保険にご加入の方: 国民健康保険に高額療養費の申請をお願いいたします

内部システムで高額療養費の支給状況が確認できるため、追加で書類の提出の必要はありません。
支給状況の確認後、子ども医療助成費の払い戻しをさせていただきます。

※1 高額療養費は同月内に支払った保険診療分の自己負担額が上限額(所得区分によって異なる)を超えた場合、その超えた金額を加入している保険者から支給される制度です。

※2 付加給付金は保険者独自で定める基準を超えた医療費の支払いがあった場合、その超えた金額を加入している保険者から支給される制度です(※江戸川区国民健康保険には付加給付金制度はありません)。

【問い合わせ】

江戸川区役所 児童家庭課 医療費助成係

本庁舎 2 階 4 番窓口 (03-5662-8578)